

平成 20 年 2 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「資産除去債務に関する会計基準（案）」等に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 資産除去債務の計上対象・算定

(1) 資産除去債務を計上する対象について（会計基準案第 3 項、第 26 項等）

資産除去債務として資産計上を要する対象項目の特定は、実務上、困難を伴うことが想定されるため、「資産除去債務」に該当する事例や「法律上の義務に準ずるもの」の解釈等につき、具体的な記載を追加していただきたい。

また、連結財務諸表上の取扱い（例えば、親会社が転用のため子会社に有形固定資産を売却した場合の取扱い等）についても記載していただきたい。

(2) 資産除却債務の算定について（会計基準案第 6 項、適用指針案第 3 項等）

多様な将来的な除去費用を見積ることは、実務上、困難を伴うことが想定される。財務諸表の信憑性を確保し恣意性を排除するため、「合理的な見積り」を行う場合の「平均的な処理作業に対する価格」の考え方等について具体的に示していただきたい（例えば、「標準単価」、「参考価格」の制定等）。

なお、あわせて、「インフレ率」や「技術革新」による影響額の考え方等についても具体的に示していただきたい。

2. 資産除去債務の見積りの変更

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更について（会計基準案第 10 項）

割引前の将来キャッシュ・フローについて「重要な見積りの変更」が生じた場合、四半期財務諸表等作成会社においては、当該見積りの変更による調整を四半期毎に行えばよいか確認したい。

3. 資産除去債務を合理的に見積ることができない場合

(1) 注記の扱いについて（会計基準案第 17 項）

会計基準案第 16 項に定める注記と同様、重要性が乏しい場合には第 17 項で定める注記は要しないことを明記していただきたい。

(2)注記の記載例について（適用指針案の[設例8]）

「合理的に見積ることができない」とする条件等について、適用指針案第2項および適用指針案第17項との対応関係が不明確であるため、当該設例について、両項に照らし具体的な前提条件を追加記載していただきたい。

なお、例えば、建物賃貸借契約において原状回復費用を負担する契約であっても、自動継続の条項が存在し、かつ企業に継続使用の意思がある場合には、原状回復に係る資産除去債務を合理的に見積ることができず、注記を要しないとの考え方でよいか確認したい。

4. 減損会計との調整について（会計基準案第25項）

将来的に除去の時期・内容が確実になってくる時点では、減損会計の対象となる場合も想定されるため、減損会計との整合的な取扱いに係る具体的な指針を明示していただきたい。

以 上